

社会福祉法人村の木清福会

保護者会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (総則)

本会は、社会福祉法人村の木清福会内の保育園（認定こども園ひろみ保育園すくすく、ひろみ保育園にこにこ、認定こども園はぐみの森保育園、認定こども園けいなん保育園）で各々構成する保護者主体の組織で保護者会（以下、保護者会 という）と称する

第 2 条 (目的)

保護者会の目的は、園児の育成及び活動の活性化を図り、会員の親睦をはかるものとする

第 2 章 会 員

第 3 条 (会員)

保護者会の会員は、各園在園児の保護者で構成し、園ごとに活動を行うものとする

第 4 条 (入会義務)

在園児の保護者は、自動的に保護者会に入会しなければならない

第 5 条 (会費)

保護者会の会員は、所定の会費を納入するものとし金額については前期・後期の 2 回と定める

前期 4 月～ 9 月在園 2,000 円

後期 10 月～ 3 月在園 2,000 円

※前期及び後期の途中に入園した場合は、在園期間の保護者会費は全額納入とする

第 3 章 事 業

第 6 条 (事業内容)

保護者会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う

- ① 保育園の園目標に従い、健全な精神育成のための援助
- ② 保育園が行う行事等に対する援助
- ③ 園児の情緒発達の為の援助
- ④ その他第 2 条に定める目標達成のために必要な事業

第 4 章 役 員

第 7 条 (役員)

保護者会は次の役員を置く

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 一般役員 若干名

第 8 条 (役員の仕事)

- ① 前条の役員は、前役員と園職員の決議で選出する
- ② 会長は、保護者会を代表し、その業務を総理する
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその業務を代行する
- ④ 会計は、保護者会の会計を掌理する
- ⑤ 一般役員は第 6 条に定める事業を遂行する為に会長、副会長と協力して励行する

第 9 条 (役員の仕事)

保護者会役員の仕事は 1 年間とし、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日を以

って終わる

第 5 章 会 計

第 10 条（事業年度）

保護者会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする

第 11 条（事業費）

保護者会の経費は、会費を充て、予算を立てた上で下記のものに使う

- ① ひなまつり、子どもの日、クリスマスその他行事のプレゼント
- ② 進級、卒園祝い品
- ③ 人形劇等子どもの情緒を育てる事業
- ④ 可児市会長会会費
- ⑤ 役員会議中の一時預かり料の 2 分の 1
- ⑥ 役員会で承認が得られた事項
- ⑦ 役員の活動費（会費合計の 2%以内）

第 12 条（その他）

本会則に定めのない事項は、その都度、保護者会役員と保育園代表者が協議して決定する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する